

令和8年度岡山県主任介護支援専門員研修に係る履修の取扱い

1 受講スケジュール

《主任研修》	70 時間
オリエンテーション 配信期間：令和8年11月16日(月)～11月19日(木) 資格更新の手続きに関する説明	(30 分) (15 分)
①動画配信科目 配信期間：令和8年11月27日(金)～12月21日(月) ・主任介護支援専門員の役割と視点 ・ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援 ・終末期ケア（EOL(エンドオブライフ)ケア）を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解 ・人材育成及び業務理解 ・運営管理におけるリスクマネジメント ・地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク） ・地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現 ・対人援助者監督指導（スーパービジョン） ・個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	5 時間 2 時間 3 時間 3 時間 3 時間 2 時間 30 分 3 時間 3 時間 2 時間
②1 日目 オンライン研修 ・地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク） ・地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現	3 時間 30 分 3 時間
③2 日目 会場研修 ・対人援助者監督指導（スーパービジョン）	4 時間
④3 日目 会場研修 ・対人援助者監督指導（スーパービジョン）	5 時間 30 分
⑤4 日目 会場研修 ・対人援助者監督指導（スーパービジョン）	5 時間 30 分
⑥5 日目 オンライン研修 ・個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	7 時間 30 分
⑦6 日目 会場研修 ・個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	7 時間 30 分
⑧7 日目 会場研修 ・個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	7 時間

2 出席の確認等

【動画配信科目】

定められた期日までに動画の視聴を完了すること。

<受講上の留意点>

スマートフォン、タブレット端末等による視聴は不具合等の発生の可能性があり非推奨のため、パソコンの準備が必要。また、インターネットに接続できる通信環境を各自準備が必要。（固定回線やWi-Fi環境等）

【オンラインでの研修】

インターネット接続可能な機器（パソコン等。カメラ・マイク機能が必須。）を一人一台、各自用意し、ビデオを「ON」の状態を受講すること。研修実施機関が画面確認により出席確認を行う。

＜受講上の留意点＞

- ・受講中、マイクはミュートにすること。
- ・1台の端末で複数人の受講及び静止画像での受講は認められない。
- ・個室等の、研修に集中できる環境で受講すること。
- ・講義中、個人ワーク演習中も指導者の指示に従い時間管理を適正に行うこと。

【会場での研修】

受講日ごとにバーコード受講票により受付を行い、指定された席で受講すること。

3 受講日の変更 ※令和8年度は1クールの日程につき、受講日の変更はできません

指定された受講日に出席できない場合は、事前に、研修実施機関に「受講日変更願」（別記様式1）を提出し、別途指定された日時で受講すること。

なお、受講日を変更できない時点（他日程が終了した後）で申し出た場合及び1日程しかない受講日を欠席した場合は、5（1）の場合を除き、当該日程の科目を受講できない。

4 遅刻、早退、欠席

遅刻または早退により、1科目につき30分以上受講しなかったときは、当該科目を修了したと認めない。

遅刻、早退、欠席をする場合は、「遅刻・早退・欠席届」（別記様式2）を研修実施機関に提出すること。

5 研修の修了

全科目を修了した受講者に、研修修了日から5年間有効の主任介護支援専門員研修修了証書を交付する。

次の6（1）に該当する受講者には、履修済科目を記載した履修記録表を交付する。

全科目を修了しなかった受講者で、次の6（1）に該当しない者は、翌年度以降に改めて全科目を受講すること。

6 未履修科目の取扱いについて

受講者の負担軽減等のため、（1）の要件を満たす場合は、補講として未履修科目を受講することを認める。

（1）次のいずれかに該当する者

- ・忌引き（3親等以内の親族の死亡）【告別式の通知等が必要】
- ・事故・災害等によるもの【事故証明書・罹災証明書等（写し可）】
- ・受講者の病気療養・入院・感染症の罹患【医師の診断書等が必要】
- ・公共交通機関の遅延【公共交通機関が発行する遅延証明書が必要】
- ・その他やむを得ない事情として県が認めた場合

（オンラインでの研修の受講中の通信障害により受講できなかった場合等）

（2）補講の方法

翌年度等に未履修科目を受講

（3）補講の費用

補講料（翌年度に受講した場合は、翌年度の補講料）を以下のとおり徴収する。

- ・動画配信補講・・・4,500円
- ・会場研修補講・・・4,500円

（4）修了証書の交付について

未履修科目の補講の修了をもって、当該修了日で、修了証書を交付する。

7 再講義の実施について

災害等の発生の恐れがある場合など、県が必要と認めた場合は、別途再講義を実施することがある。